

平成 28 年第 2 回定例会 総務常任委員会記録

開催日時	平成 28 年 6 月 20 日 午前 9 時 03 分～ 平成 28 年 6 月 20 日 午前 11 時 06 分	召集場所	第 3 委員会室
付託事件	議案第 96 号 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について 議案第 97 号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について 議案第 98 号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について 認定第 100 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について 認定第 101 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について 認定第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）		
出席委員	酒井 宇之吉	山本 英明	中村 一雅
	佐藤 恒夫	中村 敬治	兵頭 学
	藤井 朝廣		
説明員	総務部長 宗 正弘	企画財務部長 大平 利幸	総合政策課長 藤井 兼人
	財政課長 山岡 薫彦	まちづくり推進課長 高橋司	議会事務局長 浅野 信也
傍聴者			
山本副委員長 酒井委員長 山本副委員長 大平企画財務部長 山本副委員長 酒井委員長  酒井委員長  藤井総合政策課長 酒井委員長 中村敬治委員	<p>開会宣言を行うと共に、委員長に挨拶を促す。 (開会 午前 9 : 03)</p> <p>挨拶を行う。</p> <p>大平企画財務部長に挨拶を促す。</p> <p>挨拶を行う。</p> <p>諸注意を述べた後、委員長に進行を促す。</p> <p>議案審査に入る旨を告げる。</p> <p><b>【企画財務部】</b></p> <p><b>【総合政策課所管分】</b></p> <p><b>議案第 100 号『西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』</b> と、<b>議案第 101 号『辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について』</b>、 両議案につきましては関連があるため、一括で上程し説明いただくよう 2 議題につき、部課長の説明を求める。</p> <p>議案に基づき説明する。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>ただいまの説明がありました中で、西予市は辺地が 18 地域あると。そして、計画策定済みの所が 11 地域だと言われましたけれども、残りの 7 地域ですね、</p>		

	<p>これは、どんなんでしょうかね、計画は今後立てられるのかどうかということがまず第1点ですね。やはり、辺地度数というのがここにありますから、これがある以上は、100点以上が対象とかいうようなことは聞いておりますけれども、これに残りの7地域が該当するのかどうかということも、ちょっと分かりづらいんですけども、この残りの7地域の今後の計画があれば、どう取り組む予定か。</p> <p>そしてもう一つは、旧5町あるわけですけども、私宇和町なんですけど、宇和町はそういう地域が町内にあるのかどうかですね、その2点をまずお尋ねしたいと思います。</p>
藤井総合政策課長	<p>中村議員からご質問がありました、まず1点目につきましては、残りの7地域も辺地に該当はしております。で、辺地に該当をしておりますが、合わせて当市は全域が、過疎地域にも指定されておりますので、そうなりますと、過疎対策事業債も事業に充当できるということで、そちらとの兼ね合いも図りながら事業の実施を、財政課のほうでは検討していただいているところがございます。当然、他の7地域につきましても、そういう辺地債を充当できるような事業がございましたら、今後計画書を随時策定していく予定でございます。ただし、こちらも充当率、交付税措置のよい起債ではございますが、将来の後年度負担を考えながら、やはり借り入れ等をしていかないといけないというふうに考えておりますので、そちらも慎重には検討していきたいと考えております。</p> <p>あと、宇和地域のほうに辺地があるかどうかということでございますが、やはりなかなか、他地域と比べて条件の悪いところがいろいろと、学校までの距離とか、病院までの距離とかというところを計算しまして、先ほど申されましたように、100点以上の地域ではないと指定はされません。ということで、宇和の地域は、比較的そういう条件が便利な所でございますので、今のところ宇和地域には、辺地に該当する箇所はございません。以上でございます。</p>
中村敬治委員	<p>分かりましたが、整備計画が5年間ということで、どれも皆5年間になっておるわけですが、これについて、先ほど交付税の後年度の充当率が80パーセントというようなことで、考えようによっては非常に補充率がいいと、いわゆる100パーセント、起債を認めてもらった上で後年度の実質負担は2割ということですが、これ、実際、元利償還は何年計画になるんですか。5年間とは書いてありますけど、これらそれぞれは大体おおよそ何年、元利償還の計画をしておるんですか。</p>
藤井総合政策課長	<p>すいません、ちょっとそこまで今、手元に資料がありませんので、また後ほどご説明させていただきます。</p>

<p>中村敬治委員 酒井委員長</p>	<p>ちょっと、どのぐらいかな、と思ひましてね。 暫時休憩を告げる。(9:17~9:19)</p>
<p>酒井委員長 藤井総合政策課長</p>	<p>再開を告げる。 先ほどの中村議員の償還年数の件でございますが、据え置き、償還合わせて10年ということで、短いような期間になっております。据え置きが2年ということですので、残り償還8年ということになっておるようでございます。</p>
<p>酒井委員長 酒井委員長 酒井委員長</p>	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。 挙手全員により、議案第100号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>続いて議案第101号の採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。 挙手全員により、議案第101号についても、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p><b>議案第104号『平成28年度西予市一般会計補正予算』(第1号)</b>を議題とし、説明を求める。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>この件につきましては、課長補佐のほうより説明をしたいという申し出がございますので、委員さんにお伺いしますが、よろしいですか。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(9:21~9:22)</p>
<p>酒井委員長 林総合政策課長補佐 中村敬治委員</p>	<p>再開を告げる。 予算書により説明を行う。 行政の立場上、やはり何もこういう提案をしないまま、行政を粛々とやっていくだけではいけないので、市民に対して夢と希望といえますか、そういう形で、具体的な例として提案していかれると、そういう中の一つの大きな事業だと思っております。</p>
<p>中村敬治委員</p>	<p>今後やるとすれば、市民の協力を得ながら、そういうことで理解と協力、そしてまた賛同を得てやっていく事業だろうと思うんですけども、先ほど2ページに経緯を説明していただいたわけですけども、24年11月に卯之町駅前づくり市民検討委員会の設置ですよね。これ、委員会の設置。そして25年12月には、国交省からの先導的官民連携支援事業の採択は受けておりますけれども、その後、伝統的建造物保存地区も加え、そしてまた、おととしの6月ですか。27年、去年の6月ですよ、これ。宇和病院跡地利用検討委員会も設置されて、こういうものも加えて、トータルとして、この『「はちのじ」まちづくり』を推進したいという説明があったと思いますが、27年度に国交省で都市再生整備計画の承認も得ておりますよと、そういうことで粛々と進</p>

	<p>めたいという気持ちは分かるわけですがけれども、私としては、今までホームページとか、あるいは市の広報とかで、住民周知を図られてきたということの説明だろうと思うんですけれども、いまひとつ、これだけの西予市にとって大事業を進めるに当たっては、あまりにも性急過ぎはしないか、急な提案ではなかろうかと思っております。議員としてもそう思うわけですから、市民の方は一層、そういう気持ちを大きくしておられるんじゃないかと思っております。</p> <p>ですから、そういう急いでやらなければならない理由、どこにあるのかなど。国からいくら承認もらったといたって、別に取り消しになるわけでもないし、ただ先延ばしすれば事業が遅れるだけですのですね。一方的に取り消しするなんていうことはあり得ないわけですから。</p> <p>ですから、もう少し慎重に、なぜできないのか。なぜ今回 60 億という、30 年計画ですのね。まあ、私も当然 70 歳になりますから、もう生きてはいないわけですが。かなり長期間にわたって、こういう事業を進めるということになれば、もちろん歳入歳出の予算の計上は、その都度されるわけでしょうけれども、いったん動き出すとこの 60 億の事業が、止めようがなくなるんじゃないかなという、一縷の危惧を持つわけですが、なぜこの 6 月の補正の中に、どうしても入れなければいけない理由があれば、あらためてご説明いただきたいと思います。</p>
林総合政策課長補佐	<p>今回、このようなスケジュールを組ませていただきましたのは、一つには、合併特例債を活用するということを先ほど述べさせていただいたと思いますが、合併特例債の期限といいますのが、31 年度までというふうになっております。</p> <p>合併特例債を使いますと、先ほど財源の中で申しましたように、非常に有利な形で普通交付税の措置がされるということでございますので、それによりましてスケジュールを、大体このあたりでやっていかなければ、合併特例債の活用をするまでに建物が建たないのではないかというスケジュールのこともございまして、このようなスケジュール案を組まさせていただきましたところでございます。以上です。</p>
中村敬治委員	<p>この事業と、この骨格を成す PFI 事業ということ、PFI でやっていきたいということですね。この PFI ということで、先ほども説明がございましたけれども、優位性があるということで。5 ページで PFI の手法を簡単に説明されておりますけれども、これはこの法律の第 1 条にも目的として掲げておられることと大体同じことなんですけれども。これが、ちょっと説明がありましたけれども、もうひとつ分かりにくいのでね、実際、これが本当に西予市になじむのかどうか。</p>

	<p>やはり、こういう官と民とを有効活用して、市民のサービス水準の向上を図るといいますけれども、実際そういうようなことを両方、官と民との、業態をよく理解しておる人が、職員の中には、私、おるとは思えんわけですよ。双方の立場を十分理解しておる人が、かなりの力を持った人が、このことに携わっていただかないと、実際、絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかなと。</p> <p>非常にいい、ばら色の提案をされております。ですから、こういう専門家といわれる方が参画していただかないと、全くお手上げ状態ではなかろうかと思うんですけども。その辺の、今、業者選定もされておると。選定の段階からして、そういう、双方の立場を理解できる人がいないと、全く変な業者選定にもつながることになるかと思います。</p> <p>ですからその辺、専門家と称される人、必ずしも今までいい人ばかりじゃない、悪い人もあったわけですけども、この西予市にとって非常にプラスになる専門家を、どうやって見つけ出して、どうやってこの事業の中に入れていただいて、知恵を拝借するような計画があるのかどうかですね。その辺、お尋ねしたいんですよ。</p>
林総合政策課長補佐	<p>このPFI事業を進めさせていく上で、やはり知識というのが非常に重要になってこようかと思っております。先の、先導的官民連携の事業を取りました以降、コンサルタントを選任いたしまして、やはり今までPFI事業をやったことがある事業者の知恵を入れまして、この事業を進めてきておるところでございます。</p> <p>ですので、事業者だけではなくて、弁護士さん等も、その中で入っていただいたりして、契約書も非常に難しい部分もございまして、その点のいろいろな知識を頂いておるところでございます。以上です。</p>
大平企画財務部長	<p>若干補足させていただきますが、やはりPFIについて、今後このような手法を用いて、積極的に発注していくべきだなというふうに思っております。</p> <p>といいますのも、これまでの発注の仕方ですと、企画を練って、設計を練って、そしてその段階から事業者さまのほうに発注していく。つまり、言われたことをただこなしているだけのようなやり方になってきたわけでございます。</p> <p>一方で都市部では、事業者さまのほうから提案をいただいて、それを採択していくといったようなやり方が、徐々にではありますけれども浸透しているわけでございます。そうしますと、やはり、これ県全体といった見方をすれば、事業者の競争力も付けていけなければいけないといったような観点がございます。</p> <p>私ども、役員でございますので、はっきり申し上げれば、この点に関しては</p>

中村敬治委員

ほとんど素人同然で、今、中村議員もご指摘があったように、そんなの、専門家いんのか、って言われれば残念ながら、はっきりいと自信を持って言えるような状況にはございません。

また、今回このような取り組みの中で、ランニングコストという考え方が出てきました。これはこの後、建てた後のことも考えてやっていきましょう、ということに他ならないわけですが、これまでは建てるのが計画になっているだけでして、あれを建てました、その後のことは何も考えていませんでした、というような、後になって物事がうまくいかないからといって、直していくというような、軌道修正していくというようなことを、残念ながらやってきたわけでございますけれども、そのようなことがないように、こういったPFI事業を今後も取り入れて、失敗の少ないような形で発注をしていくべきかなというふうに思っています。

このPFI方式、行政改革の観点の一つの流れとして出てきたものでございますので、手法としてはこのやり方を、この案件についての是非はひとまず置いといてですね。手法としては、やはりこれを徐々に採択していただきたいと思います、このように考えている次第でございます。

今、大平部長さんから説明がありましたように、確かに従来の公共調達のあるり方について、今までおかしい点が多々あったわけで、そういうことについて、これからはまた正して、新しい方法でやっていかないかん、という説明はよく分かるわけですが、じゃあ、その30年というような、非常に長期にわたる事業が、どうやって適正に運営されていくかということになりますと、この、適正な長期予測ですよ。こういうものが、うまく働いてこそうまくいくわけですが、

実際、この間も話しましたように、今テレビでもよくいわれておりますように、10年目を迎えた夕張市の実態がよく報道されております。人口も10年たつて10分の1以上減少と、そういう財政破綻に向かったわけですが、今順調に回復はしておりますけれども、10分の1以上に人口が減ってしまったと、一時的にですね、そういうような実態を考えますと、西予市もこれからいろんな事業を整理統合し、縮小し、整理していかないと、こういう事業に新たな局面には切り込んでいけない状況になっております。ですから、個々の、現在継続中の事業の精査をして、しっかりと新しい場面に切り込んでいくという計画が、実際どういう心構えがあるのかなということがまず第1点とですね。

もう一つは、このPFI法の12条に、これ、ちょっと読ませてもらうとですね、『地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければ

	<p>ならない』とあるわけで、議会のチェックが、今後どのように働く場があるのか。</p> <p>例えば、もし仮に今回こういう、60億という債務負担を認めた場合に、先ほど、単年度ごとに歳入歳出の予算は出てくるわけですが、それがどんどん動き出すと、なかなか止めようがないという実態があるわけですので。こういう議会は、今後そういう議決や、あるいは条例制定とか、いろいろあると思うんですが、この政令で定める基準ということを考えたときに、この『「はちのじ」まちづくり』を念頭に置いたときに、どういうものが該当するのか。議会がどういうチェックが働く場があるのかなということを、お尋ねしたいと思います。この2点、お願いします。</p>
林総合政策課長補佐	<p>まず1点目、心構えというところでございます。30年の長期という契約になるわけですので、その中で、やはり特にチェック事項を多く持ちまして、しっかりと維持管理ができていますか。もしくは、修繕でありますとか、大規模改修でありますとか、そのあたりのチェック事項を細かく設けまして、毎年毎年チェックをして、本当に歳出に見合っただけのことを事業者がやっているか、という確認はするということにしておるところでございます。</p> <p>ですので、今までですと、従来型でございますと、どちらかといえば建ててしばらくすると建物が悪くなって、どうしよう、予算をまた組まないといけない、というようなことになっていたところでございますが、今回はそれを毎年毎年チェックをしてまいりますので、今までと比べますと、非常に建物等の施設は良好に活用できてくるのではないかとというふうに考えておりますので、そのあたりが今までとは十分違って、市としても有効な手段の一つではないかとというふうに考えております。</p> <p>それともう1点。もう一つのほうの、今後の議会のほうからのチェックということでございますが、最終的には、当然大きな金額でございますので、契約の段階でチェックをしていただくようにはなろうかなと思います。ですが、その前に提案等々、いろいろと事業者のほうから出てまいりますので、そのたびに、とりあえず議会のほうにご報告させていただくということは、させていただきたいなというふうには考えております。以上でございます。</p>
藤井委員	<p>ばら色みたいに聞こえるんですが、あまりにも額多いのと、そして実際、能力のある方は判断できるんだと思いますけど、われわれはまだちょっと、これ、時間かけたら納得できると思うんですよ。それと、このPFI、自治体がこういう手法を取った自治体は何箇所ぐらいありますか。</p> <p>それと、市民あつての行政であり、行政あつての市民だと思っておりますが、検討委員会の資料全部読みました。その中で、検討委員会が判断した中で全て、私は判断、別に正しいとは思わんですよ。これ、確かに、言いよることは</p>

林総合政策課長補佐

分かるんですけど、平均の16年から30年目が、一般財源の9000万ですかね。また合併特例債が、これ1回延長しておりますが、延長するかしないか、これは国のことなので分かりません。ただ、3年の据え置き、15年なかったですか、支払いが。その後、これ、金額一緒になっとるんやけども。どんなことですかね。

それと、行政側はいろいろと、検討委員会とか調査しました、言いますけど、これは議会側のほうも、議長に提案をしないとイケないと思いますが、皆さんが納得できるように、議員全体が。私らも当然おりません、30年たったら。だけど一般の地域の方は、例えばわれわれだったら下宇和地区で、今計画がこうあるということも判断、最終の材料に入れてもらわないけません。

それと、これ、決して元から反対しておるわけじゃありませんが、例えばこれ、25億ぐらいですか、建物が、30年間で。この計画がまだ出ておりませんので、これには。分かっておりませんが、皆さん、行政の方は、地域の建築土木関係、設計事務所関係、どれぐらいの、例えば年商だけでもいいですけど、売上げが落ちるのか。そして、その中で働いている雇いが、どれぐらい減るのか。そのあたりを、ちょっとお願いいたします。それは、計算はできとると思いますんで。

今ほど、何点か頂きましたことに対して、ご回答させていただいたらと思います。今現在で、大体何箇所ぐらいPFIがやられてるかということでございますが、実際にやられて、平成26年の段階で、500件近い実績があるというふうに、調査で出ておるところでございます。で、それからもうあと何年かたっておりますので、大体500前後にはなっておるのではないかと思います。が、まだ今年度、実績値というのは出ておりませんので、またその詳細についてはお調べしたいと思います。が、大体500前後という、全国的な件数でございます。

あと、先ほどの、財源の内訳の部分でございますが、15年後というところから、やはり起債が、償還と、あと交付税措置が終わりますので、見ていただきますと、財源について、お分かりのように16年目から、やはり一般財源のほうが増えておるといようなことでございます。で、年間で支払う金額というのは、5000万ということで、金額的には4年目から15年目と、16年目から30年目で、総体では変わらないんですが、交付税措置がなくなるといことで、16年目から若干、一般財源のほうが増えておるといことでございます。

あと、最後に言われました、地域の雇用のこととありますとか、売上げのことというのは、申し訳ございません。さすがに情報をちよつとこちらのほうで持ち合わせておりませんので、またお調べしてということになるのかな

<p>大平企画財務部長</p>	<p>と思いますが、30年先ということもございまして、現在の状況でいうと少し状況は、随分人口が変わってきておりますので、変わっておるのかなというふうに考えております。以上です。</p> <p>若干補足させていただきたいと思いますが、まず、30年というお話でございまして、これ、30年というお話は、ほとんどの建物に該当するわけでございます。それは、これまで作った学校給食センターとか、し尿処理施設、朝立会館、ゆめちゃんこ、これも全て30年というわけでございます。そうすると、その30年、一体いくらかかるのかというのは、本来、皆様方にお示しして、ご議論していただいた上で採決をするべきだとは思いますが。これをトータル・コスト・マネジメントというわけでございますけれども、残念ながらそういった感覚が、これまでの行政の中では、ほぼ行われてこなかったというのが現状ではないかなというふうに思います。</p> <p>だから今回のご提案で、やや唐突感があるのは、皆さんのこれまでの感覚とやっていることが違うからでございます。じゃあ、これをわれわれが、30年分を隠したらよかったのかという話になるわけですが、やはりそれもよくない。今後はそういったところも含めて、やっぱりご提示していただいた上で、市民が議論していただくのが、あるべき姿ではないかなと。将来俺いないから、訳分かんないさ、って、そういうことではなくて、将来のことも含めて、やっぱり負担を考えていただくのがベストだというふうに思っているところでございます。</p> <p>また、事業者さまのお話でございまして、これは全体、個別の事業者がなんぼ儲かったというような話ではなくて、この地域に住む方々については、建設事業であると、専門的なものの言い方で申し訳ありませんが、産業連関表というものをを用いて、経済波及効果を分析することが可能でございます。大体、1個の投資をしますと、都市部で建設事業でお金を投じますと、1.8倍の経済波及効果があると、このようにいわれているところでございます。</p> <p>ですので、個別の事業者さまが、なんぼ、というのは、なかなか難しいわけですが、下請け、孫請け、そういったところ、市内の業者様じゃないところを用いるところもあろうかと思っております。それは、従来の発注スタイルでも同じでございます。市内の事業者さまが、プライムを請けて、つまり一次請けをして、大洲の業者さまに再委託をするといったような話も聞いております。こういったところもあって、地域全体で経済が波及していくというところがございますので、これが全く地元は何ら貢献しないというのは、なかなか考えづらいというふうに思っているところでございます。</p> <p>藤井委員</p> <p>怖いんですね。怖いというのは、個人を攻撃とかいうことを指摘するわけ</p>
-----------------	---

<p>酒井委員長</p>	<p>ではありませんが、先ほど、少し増えておりますが、と。15年度が5000万、16年度から9000万。5000万が5500万、これやったら少しでもいいですよ。感覚的に、少し増えておりますが、いうて簡単に口に出されますけど、倍に近いんですよ、これね。</p> <p>前は言いました。地域の業者はどうなるんだと。そしたら孫請けの線まで、一番、ここでさえ指摘されました。前々回ですね。前回、言いましたら、4行の文書作ってきて、ここにも入れますよと。たった1週間でそんだけ変わるけど、ころころ変わるの、怖いんですよ。僕らもう一回、言いつ放しでもいいませんので、時間かけてゆっくりと精査させて、自分らも納得するように勉強、議会全体がですね、やるべきであって、特例債があるから急ぐとか。今見たら、500の自治体がPFIで始まってるんですね。ちょっと、それ、500というのは、分かるんでしょう。事業費がどのぐらいになってるんですか。人口と、ここと同じような所ありますか。西予市のように3万、4万ぐらいの所で、60億。これは地域によって違うと思いますけど。</p> <p>暫時休憩を告げる。(10:00~10:13)</p>
<p>酒井委員長 林総合政策課長補佐</p>	<p>再開を告げる。</p> <p>先ほど何点かご質問いただいた件に関して、ご回答させていただきます。</p> <p>まずPFI事業の現状でございますが、内閣府の広報から出ております資料に基づきますと、平成27年3月31日現在で、日本全体で489件のPFIの件数がございます。また、それから何カ月か、1年以上たっておりますので、また増えておるところで、ちょっとその数字はつかんでおりませんが、500を超えた数字になっておるのではないかというふうに思っております。</p> <p>それとあと、西予市と同じような人口規模の自治体ということでございましたが、まずPFI事業の先進地でございます鹿児島県の指宿市が、大体4万ぐらいの人口になりますが、そちらのほう、事業をやっております。事業規模は4億ぐらいですので、あまり大きな事業ではございませんが、まず先進的に取り組まれておる自治体でございます。</p> <p>それとあと、岩手県の紫波町という所が、オガールというPFI事業のプロジェクトを進めておりますが、そちらが3万少しぐらいの人口でございますが、そちらのほうは59億ぐらいの事業費で事業を展開されておって、そちらもどちらかというPFI事業が成功した事例ということで、全国的にも紹介されておるところでございます。以上でございます。</p>
<p>藤井委員 林総合政策課長補佐</p>	<p>そしたら、成功事例、この前の高知の話を私、質問させていただきましたけど、失敗事例は、なぜ失敗したのか。ちょっと、その説明をお願いします。</p> <p>病院の事例を失敗事例ということで、よく事例として紹介されるところがご</p>

<p>藤井委員</p>	<p>ざいます。内容のほうを確認いたしましたら、やはり儲かる部分の事業と、儲からない部分の事業と、完全に分離しております、最終的に病院の医療のほうあまり儲からなかったということで、医療の部分が非常に赤字が膨らんだと。</p> <p>ですが、PFIの事業者がやっております、SPCと申しますが、その事業者がやっております部分に関しては黒字であったということでございますが、事業総体としては赤字であったということでございますので、ですので病院事業というのは、何箇所か、どうも失敗しておるといふ事例がございますが、そういう内容で失敗したということを知り及んでおります。</p> <p>先般ですね、ちょっと、いろいろ調査していただいたら、調べてもらったかどうかという、私、提案させていただきましたけど。ただ、これもまた病院の話ですが、愛媛県なり地方っていうのは、松山の、県の中央病院ですか。あのあたり、地元の名前も私、公示させていただきましたけど、調査しましたか。</p>
<p>林総合政策課長補佐</p>	<p>事業者のお名前、愛媛メディカルサービスさんだったかと思いますが、数字のほう・・・、</p>
<p>藤井委員</p> <p>林総合政策課長補佐</p>	<p>愛媛ホスピタルサービスじゃなかったですか。</p> <p>失礼いたしました、愛媛ホスピタルサービスということで、企業としては、大手のゼネコンのほう94パーセントだったと思うんですが、95パーセントを出資されて、あと2業者さんほどで、全部で3業者の方で形成されているSPCを作られておるといふことを確認させていただきました。事業者さんのほうの内容までは、連絡してまではちょっと確認は取らせていただいておりますが、そういう事業者で1900億円という巨額のPFI事業をやられておるといふことは確認させていただいたところでございます。以上です。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>例えば今年度もですね、西予市、例えばですよ。病院とか、処理場とか、プールとか、例えば今ちょっと話出ておりましたが、三瓶の朝立会館。朝立じゃない、三瓶のどこかな、あれ、三瓶にできた文楽会館。</p> <p>例えばあれ、あんなだけの事業できとんですから、一般の、今までのやり方やったら、こうですよ。ただこれは、PFIに変えたらこうなりますという、そんな計算式と、納得できるように。われわれは、今までのやり方は、今までのやり方そのものさえ、金額的には納得してないんですよ。そういう丁寧なことを、データを出して、例えばこうでした、こうですと。今度はPFIでこうなりますと。これ、怖いのは、債務負担行為を組んだ以上は、皆さん、当然あれでしょうけど、今度われわれが、これが増額しませんと言いましたけど、なったときにですね。これ、否決できないんですよ、僕らは。</p> <p>それと、これ、担当者から、皆さんおられます、課長さんも何人かおられま</p>

<p>林総合政策課長補佐</p>	<p>すが、課長補佐の方もおられますが、職員さんってのはそこに移動があるわけで。その下の、全体が移動することはあり得ないと思いますけど、よっぽど慎重にやっついていかないと、30年、35年というような話がありましたが、確かにそうです。鉄筋の場合は35年、ほとんどは、市の処理場も35年、36年です。その計算をしながら、そしたら木造やったらですね、建物が、処理場やったら当然できませんよ。木造やったら、耐用年数何年あると思いますか。</p> <p>今回、こちらのほうで、まず試算いたしましたのは、RC構造で一応試算しております、耐用年数でいいますと50年ということになるろうかと思えます。事実上、大体60年は持つであろうということになっておりますので、30年あたりで一度大規模改修をするというふうなことが、大体现実に言われているとこかなというふうに思っております。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>木造にいたしますと、耐用年数、はっきりとは申し上げられませんが、十数年ということになるろうかと思っております。事務所とか、使い勝手によって随分年数は変わっておるのではないかと思うんですが、そのあたりで、ちょっと不確かなことで大変申し訳ありませんが、そういう認識でございます。</p> <p>木造やったら十数年ですか。例えばですよ。例えば、近隣の市町に初めて木造の体育館ができました。車で30分、40分の所です。九州のあそこには、3階建ての木造の学校ができました。僕の言わんとしとんのはですね。そのぐらい細かい計算をしてやってほしいということ言うんですよ。簡単に、木造でしたら十数年になります、そんなばかげた話はありませんよ。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(10:21~10:23)</p>
<p>酒井委員長 中村敬治委員</p>	<p>再開を告げる。</p> <p>先ほどから説明がありました、7ページですね。この、説明資料の7ページですね。この、VFMはパーセントだけが載っておるわけですけれども、これは従来型の公共事業と比較して、どういう経費節減、削減効果があるのかということになるろうと思うんですけれども、ここがやはり一番肝心なところで、先ほど藤井委員からも説明があったことですが、これ、大体、実際計算はされておるんでしょうかね。こここのところがはっきりしないと、なかなか、あまり効果があるやらないやら分からんのに、今回この69億7000万という、30年間の整備事業の債務負担行為を認めてしまう恐れも出てくるわけですけれども。</p> <p>やはり今回、これ、可決しないとどうなるかということ、やっぱ入札、契約ができないから、今後この事業の進捗が止まるということは、これは明々白々なわけですけれども、じゃあ、これが9月議会まで延びたら、どこにどれだけの支障が出るのかなと。この30年のうちの3カ月がどうなるのかなと。い</p>

<p>林総合政策課長補佐</p>	<p>わゆる、そういう合併特例債うんぬんという話も出ましたけれども、十分、議員各位の理解、そして市民の理解を得るためにはですね。この大事業を進めるに当たっては、この3カ月というものが、どれだけの支障になるのかな。そのためのVFM、こういうものをですね。ある程度明瞭化していただきたいなという気持ちがあるわけなんですけども。お願いします。</p> <p>今ほどの、VFMの件でございますが、こちらのほうで試算しておるパーセンテージとしては、大体、約7パーセントというふうに試算しておるところでございます。ですので7パーセント、単純に計算しますと、大体4億前後という金額になるかと思いますが、それほどのパーセントが出ておるところでございます。</p> <p>あともう1点のほうでございますが、今度3カ月、もしずれたということになりますと、全体的には3カ月でございますので、大きく、3カ月ずつずらしていけば、半ば事業自体は、先ほど申し上げました合併特例債の絡みがございまして、はっきりとは申し上げられませんが、まだ期間的には多少、無理はいかない程度にはなるんではないかというふうには思っておりますが、実際に設計とか、工事とかということになりますと、それ相応の時間がかかりますので、なるべく早いほうがいいかなというふうには思っておるところでございます。以上でございます。</p>
<p>中村敬治委員</p>	<p>この7パーセントというのが、どのように市民、あるいは議員の方が受け取っていただけるのかなというところになるかと思いますよ。先ほどの、公共事業の波及効果ということを部長も説明されましたが、その中で従来型と、こういうPFIとの波及効果の違いも、これは当然。1.8倍というようなことで言われましたけれども、その辺が、結局地元利益が還元されるのかどうかというところも含めましてですね。7パーセントというのは意外と少ないかなと、私は思ったところです。以上です。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>これ、最初からこうなんです。一番最初の、この説明会があったときには、急ぐのかと、そしたら急ぎませんと。その中で、「藤井課長、議員の皆さまには、少しは早くお知らせしたいから、今日説明会開きました」と言われましたね。本来、それは本当か、ちょっと信用できないんですよ。あのときでも、早く、ぱたぱたしてしもうて。そのときに、偶然やと思いますけど、なんか、もやもやしたものが残ってますね。先ほど、私言いましたように、7パーセント言いますが、4億ですか、4億ぐらいですかね。細かい点を入れたらきりがないと、委員長言いますので、確かにその通りだと思いますね。ここでやめますけど。</p> <p>そして先ほども言いましたけど、本来7パーセントになるのかならないのか。全体7パーセントになったり、一つの建物も7パーセント、だからこれ計算</p>

	<p>を作ってですね、現在の計算。現在の計算というのは、今の建物、35年後やったらこんだけかかりますよと。だけどこれやったら、こんだけ落ちますというものをいただかないと、僕らは納得しませんので、まずそれから1点と、そして議会が思うんですけど、僕が何回も言うように、市民の方も相談しながら、やっぱ納得するようにしていただきたい。これは僕の希望です。以上です。</p>
酒井委員長	<p>ただいま、整備事業の内容についての、いろんな点がございます。負担行為そのものにつきましては、もうある程度、金額がこれぐらいいるんだなというようなことが理解できてる方もおられるようでございますが、この件につきまして、もう少し時間を頂きたいと思っておりますが、明日の朝、もう一度この総合政策課の審議を9時から行いたいと思っておりますが、それで採決にするまでに、よろしいでしょうか。皆さんの、議員にお諮りしておきます。</p> <p>異議なしの声あり。</p>
酒井委員長	<p>それで、明日の9時から、総合政策課の審議を継続的にやらせていただきたいと思っておりますので、個人的な情報集めは、そして個人的に林課長補佐、藤井課長、そして大平部長にお聞きになりたい方は、お互い納得いくような形で。そして、この債務負担行為につきましては、このような形で、補正予算と出ておりますので、議決か採決かになりますので。採決か不採決になりますので、その点につきましても、どのような形でやっていったらいいのかと、明日の午前中までに皆、模索したいと思っておりますので、よろしくご検討願ったらと。</p> <p>こういうように、委員長提言でひとつ、させていただきますが、よろしゅうございますか。異議ございませんか。</p> <p>異議なしの声あり。</p>
酒井委員長	<p>はい。それでは、この案件につきましては、引き続き、明日の9時から質疑を行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
酒井委員長	<p>暫時休憩を告げる。(10:30~10:40)</p>
酒井委員長	<p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p><b>【財政課所管分】</b> 議案第104号『平成28年度西予市一般会計補正予算』(第1号)を議題とし、説明を求める。</p>
山岡財政課長	<p>予算書により説明を行う。</p>
酒井委員長	<p>質疑を諮る。</p>
酒井委員長	<p>質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。</p>
酒井委員長	<p>採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。</p>

酒井委員長	<p>挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
酒井委員長	<p>暫時休憩を告げる。(10 : 43~10 : 45)</p>
酒井委員長	<p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p><b>【まちづくり推進課所管分】</b>  <b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算』(第 1 号)</b>を議題とし、説明を求める。</p>
高橋課長	<p>予算書により説明を行う。</p>
酒井委員長	<p>質疑を諮る。</p>
中村敬治委員	<p>移住・定住の関係で、16 ページなんですけど、移住・交流促進事業で 620 万という説明の中で、空き家の改修をして、地域協力隊の方にも積極的に移住定住をしてもらいたい、また新たに移住定住する人に、空き家の改修をして受け入れ態勢を整えたいという話でございましたが、実際こういう 620 万で、空き家は、これ、調査は済んでおるわけですけども、そういう適した、要するに空き家の持ち主との関係があるわけですけども、どこで大体、何戸ぐらいを計画されておるのかなと思ひまして、お尋ねいたします。</p>
高橋まちづくり推進課長	<p>ただいまのご質問でございますが、平成 26 年度に空き家調査をしました折に、西予市に 2082 軒の空き家、これはもう全てを含めましてでございます。で、その中で、軽微な修繕により活用可能な空き家が 381 軒、18.3 パーセントでございます。</p>
	<p>で、私どもも、この中の持ち主の方にいろいろアンケート調査もしたんですけども、そのうちの大体 100 名の方が、貸してもいいよというようなお答えをいただきました。ただ、一軒一軒、電話等で調べてみますと、なかなか、持ち主がこちらにいらっしやらなかつたり、仏壇が残ってるとか、そういう問題がございまして、現在、いつでも貸せますよという、ホームページに上げてるものが 7 軒でございます。</p>
	<p>ただ、今ちょうど税務課が、固定資産税の納付書を発行するときに、合わせて、空き家を活用しませんかというようなチラシを入れさせていただきました。そしたら、その後結構いろいろ反響がありまして、現在、申請書を 21 軒預かっております。で、そこに適宜、うちの職員と、あと不動産屋さんと一緒に、持ち主の人と三者で見に行つて、今調整をしているような状況でございます。</p>
	<p>おそらく、今現在、ホームページは 7 軒なんですけれども、今日中にでも 2 軒はホームページにアップするというような予定ですので、ここらへんを上げて、希望する住宅と調整を図っていきたいというような形でございます。以上です。</p>

中村敬治委員	先ほども質問させてもらったんですけど、その7軒の中で、今2軒追加がありそうなのことなんですけど、それはどの地域なんですか。
高橋まちづくり推進課長	一応、宇和、野村で、海岸沿いもございまして、で、詳しくはどこが何軒かというのは、ちょっと今資料を持ち合わせてないんですけども、割と色々な所にありますので、まあ西予市の場合、海、里、山、いろいろな所がありますので、ぜひそこらへんは、山に住みたいとか、海に住みたい、いろんな条件を、おそらくそこらへんで選択していただけるんじゃないかと思っておりますので、できるだけ早く、私たちもホームページに公開できるような形で、調整していきたいというふうに思います。以上です。
中村敬治委員	今、高橋課長から非常にいい話が出てまいりまして、バラエティーに富んで、海から山までという、いい話ですので、皆さん選択肢が増えていいということですので、私も大変期待しておりますので、移住定住、うまく導入ができれば、非常にまたPRにもなるし、後へつながっていくのかなと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
兵頭委員	今の関連で、ちょっと質問させていただきますが、3分の2の補助。要するに、それ、工事金額の3分の2ですか。
高橋まちづくり推進課長	補助対象になる工事費も含めて3分の2でございます。ただし上限が、働き世帯は1軒に対して200万、そして子育て世帯は1軒に対して400万の上限でございます。以上です。
兵頭委員	<p>ホームページで見よりますと、確かに何軒か、地域に散らばってるんですけど、大概の空き家は浄化槽がないんですよ。当然、浄化槽を入れ替えると、便器もやり替えるんで、最低でも150から200万はいるようになると思います。で、それだけではないと思いますんで、台所とか、風呂場もあり、そうすると、結構な金額になる可能性もありますし、子育てが400万ですかね、最高が。で、一般のところが200万。</p> <p>それなら何とか、移住できるのかなというふうな思いがありますけど、おそらく家の条件によっては、金額が上がるともあると思いますんで、そこらへんは、決められたらなかなか、上限以上は出せないともあろうかと思いますが。まあある程度、ネットで見よると、やっぱり条件のいい所もありますし、悪い所もあるし、そこらへんを。移住される希望者の方も、山がいいんやったら、やっぱ山も、こっちのほうを選びますし、海岸端がええな、いう人やったら、やっぱ海岸端、それぞれありますんで、もう少し軒数がアップできれば、できるような努力をしていただきたいと思いますけど、そこらへんの対策をお願いしたいと思います。</p> <p>高橋まちづくり推進課長</p> <p>移住・交流政策も、私たちの課として、本当、新しい取り組みですので、い</p>

酒井委員長	ろいろな皆様のご意見頂戴しながら、できるだけ多く情報を上げていきたいというようなことで、努力をしたいと思います。よろしくお願ひします。
酒井委員長	採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。
酒井委員長	挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(11:00~11:03)
酒井委員長	再開を告げる。
	<b>【議会事務局所管分】</b>
酒井委員長	<b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算』(第 1 号)</b> を議題とし、
酒井委員長	説明を求める。
浅野議会事務局長	予算書により説明を行う。
酒井委員長	質疑を諮る。
酒井委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
酒井委員長	採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。
酒井委員長	挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(11:06)
	再開は、午後 1 時とする旨告げる。

平成 28 年第 2 回定例会 総務常任委員会記録

<p>開催日時</p>	<p>平成 28 年 6 月 20 日 午後 1 時 0 0 分～ 平成 28 年 6 月 20 日 午後 3 時 3 4 分</p>	<p>召集場所</p>	<p>第 1 委員会室</p>
<p>付託事件</p>	<p>議案第 96 号 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について 議案第 97 号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について 議案第 98 号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について 認定第 100 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について 認定第 101 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について 認定第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）</p>		
<p>出席委員</p>	<p>酒井 宇之吉 佐藤 恒夫 藤井 朝廣</p>	<p>山本 英明 中村 敬治</p>	<p>中村 一雅 兵頭 学</p>
<p>説明員</p>	<p>総務部長 宗 正弘 危機管理課長 垣内 俊樹 教育総務課長 沖村 智 消防長 西川 伝</p>	<p>総務課長 宇都宮 裕 情報推進課長 宇都宮明彦 経済振興課長 和気 岩男 消防総務課長 佐藤 克也</p>	<p>税務課長 富永 誠 教育部長 松川 伸二 文化体育振興課 土居真二</p>
<p>傍聴者</p>	<p>なし</p>		
<p>酒井委員長  酒井委員長 宗総務部長 酒井委員長  酒井委員長  宇都宮総務課長 酒井委員長</p>	<p>再開宣言を行う。 (開会 午後 1 : 0 0) <b>【総務部】</b> 宗総務・企画財政部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査に入る旨を告げる。  <b>【総務課所管分】</b> <b>議案第 96 号『西予市固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例制定について』</b>を議題とし、説明を求める。 議案に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手採決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 96 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(13 : 04～13 : 04)</p>		

<p>酒井委員長</p> <p>宇都宮総務課長</p> <p>酒井委員長</p>	<p>再開を告げる。</p> <p><b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)について』</b></p> <p>を議題とし、説明を求める。</p> <p>予算書に基づき説明する。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。</p> <p>挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p> <p>暫時休憩を告げる。(13 : 11~13 : 12)</p> <p>再開を告げる。</p>
<p>酒井委員長</p> <p>富永税務課長</p> <p>酒井委員長</p> <p>中村敬治委員</p>	<p><b>【税務課所管分】</b></p> <p><b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)について』</b>を議題とし、説明を求める。</p> <p>予算書に基づき説明する。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>先ほどの総務課でもあったんですけど、産休のため臨時職員を雇うと、今回もそういうような形で嘱託職員の賃金ということで 144 万円、計上されておりますが、実際、長年に渡って担当された職員の方の代わりと、いろんな意味で、産休とかいろんな事情があって、代わりの職員の賃金ということになると、全くその職場で新しい方が突然来て、仕事をされるわけですけども、そういうことで対応せざるを得ないのは分かるわけですけども、間違いないように、行政として誤りがあったんでは困るわけですので、そういう点での対応は、誤りのない行政を推進していただく上での対応はどのようなになっているのか、お伺いします。</p>
<p>富永税務課長</p> <p>中村敬治委員</p>	<p>はい。ただ今のご質問ですけれども、臨時職員の対応としましては、現の正職員の全ての業務を行うのではなくて、残っている正職員のものが業務を分担して、軽微な業務について対応していただくようにしております。ですので責任を持った業務ができるものというふうに考えております。以上です。</p> <p>今、富永課長の説明がありましたように、十分、対応しておるといふ心強い答弁がありましたので、西予市において誤りのない行政を推進していただけたらと願っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の</p>

酒井委員長	<p>旨を告げる。</p> <p>暫時休憩を告げる。(13:17~13:20)</p> <p>再開を告げる。</p>
垣内危機管理課長	<p><b>【危機管理課所管分】</b></p> <p><b>議案第104号『平成28年度西予市一般会計補正予算(第1号)について』</b>を議題とし、説明を求める。</p>
酒井委員長	<p>予算書に基づき説明する。</p>
佐藤委員	<p>質疑を諮る。</p> <p>はい。このデジタル整備事業、防災無線ですかね。今、特に言われているのが東南海地震が30年後には70パーセントの確率で起きますよっていうふうなことになってる訳ですが、そういったところでこのデジタル無線辺りをきちっと整備するのがしっかりしてないと駄目じゃないかと思うんですが、どうなんでしょう、減額になったのはなんで減額に。なっているのでしょうか。</p>
垣内危機管理課長	<p>はい。この歳入額につきましては国庫補助事業で、一律、県内関係で30パーセントの減額になっております。これでもう、この歳入部分については致し方ないというところでございます。歳出の部につきましては、当初予算計上時が概算設計で予算を要求しておりました。今回、年度末に実施設計ができ上がりまして、今現在、入札に向けて担当者が、その設計書の精査をしております。その中でこの減額分につきましては、何とか事業費が精査によって落ちる見込み、それくらいの金額であれば大丈夫であろうということで、事業費を5820万円、減額とさせていただきました。</p>
酒井委員長	<p>暫時休憩を告げる。(13:24~13:38)</p> <p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p>質疑を諮る。</p> <p>質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。</p> <p>挙手全員により、議案第104号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
酒井委員長	<p>暫時休憩を告げる。(13:39~13:41)</p> <p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p><b>【情報推進課所管分】</b></p> <p><b>議案第104号『平成28年度西予市一般会計補正予算(第1号)について』</b>を議題とし、説明を求める。</p>
宇都宮課長	<p>予算書に基づき説明する。</p>

酒井委員長	質疑を諮る。
酒井委員長	質疑を諮る。
	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
	採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。
	挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
	暫時休憩を告げる。(13 : 44~13 : 44)
	再開を告げる。
宗総務部長	審査お礼の挨拶を述べる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(13 : 45~13 : 58)
	再開を告げる。
	<b>【教育部】</b>
酒井委員長	松川教育部長に挨拶を促す。
松川教育部長	挨拶を行う。
酒井委員長	議案審査に入る旨を告げる。
	<b>【教育総務課所管分】</b>
	<b>【学校教育課所管分】</b>
酒井委員長	<b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)について』</b> を議題とし、説明を求める。
沖村教育総務課長	予算書に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
佐藤委員	ちょっと関連ではあるんですが、松川部長もいらっしゃいますので質問をさせていただきますのですが、学校を建てるっていったら非常に金額、億のかかる金額ですね。私ちょうど一般質問をさせていただいた折に、学校編成についてっていうことでお尋ねをしたところ、旧宇和町では 3 校体制っていうのを必ずしますよっていうことで 2 校を新たに建設をするっていうことでのご答弁がありました。そこでなんですが、その際に、以前にアンケートをした結果によって 3 校案っていうのをちゃんとしっかりできているんですよっていう答弁があったんですが、そのアンケートをとった時期っていうのがかなり前の時期だったと思うんですよね。今現状でもう一度をアンケート取っていただいて、本当に 3 校、2 校追加で校舎を作らないといけないのかっていうのを伺いたいなと思っております。
松川教育部長	関連質問と解釈してよろしいのでしょうか。
酒井委員長	はい、関連質問として解釈していいです。許可をいたします。

松川教育部長	はい。私のほうからご答弁申し上げます。佐藤議員ご質問の趣旨はあらためてアンケートとったらどうかということによろしいでしょうか。
佐藤委員	はい。
松川教育部長	確かにそれも大切なことではあるとは思っております。ただ、今まで過去に、現在進行形は明間と皆田の再編でございます。今、進めているのは、過去には宇和を除く4町再編を終えたところでございます。当然のこと21年の10月にこの再編計画を策定する上では、素案の段階で説明をしたり、また案になった段階で説明をしたり、アンケート取ったり、パブリックコメントを取ったりということで、この計画が21年の10月に策定されたところでございます。6年あまり経過しているのも一般質問でご答弁申し上げたとおりでございます。そういった過程の中で保護者対象のアンケートもありますし、地域の方々に対するアンケートもその手法はさまざまあろうかと思えます。ただその再編を進めていく中で、安易にアンケートを実施すべきではないと私は考えております。と、いいますのが、まずは6年あまり経過したのであらためて今の再編計画を保護者の皆様、地域の皆様それぞれに今の計画をあらためて丁寧に説明する必要があるかと思えます。そういった説明過程の中でアンケートが必要であると判断した場合には、アンケートのことについても教育委員会内部で慎重に検討して取り組む必要があろうかと思えます。暫時休憩をお願いします。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(14:15~14:27)
	再開を告げる。
藤井委員	野村の給食センターですね。それは今、どんななってる、進捗も途中もまだ決まってない状態なのか、今のところ、どの辺まで進んだの、野村。
沖村教育総務課長	野村学校給食センターは若干、用地買収の手続きがちょっと遅れ気味になっておりますけれども、現在それをまず、進めているところであります。少し遅れてはおりますが、用地購入が終われば土地造成等の手続きを終えなくてはなりませんので、まずそれに努めさせていただきたいというふうに考えております。
藤井委員	そしたらもう土地は決まったの。2カ所が噂と申しますか、噂の中では2カ所の案が、3カ所の案がと聞いたんやけど、土地はもう購入は決まったんですか。
沖村教育総務課長	現在、候補地として場所を選定した上で交渉を進めているところです。
藤井委員	僕の言うのはね、1カ所だったらいいいんだけど、情報として出せない部分もあると思うんやけど、僕らが聞いたのは2カ所候補地あるとか3カ所あるとか聞いたんですけど、僕、今言うのは値段の交渉されるんですか、それともまだ全く白紙の状態なんですか。2カ所あれば例えば両方と話してとかい

松川教育部長	うあれじゃなくて、今のこれはまだ、土地の、場所の選定は終わったんですか。
中村敬治委員	私のほうから若干補足をさせていただきます。場所につきましてはもう1カ所、ということで選定は終わっております。地権者に対しまして、交渉をしてご理解を得ていると判断しているところでございます。
沖村教育総務課長	28 ページの幼稚園研究事業というのに県の補助金が30万追加ということで、野村幼稚園で自然に親しもうというようなことをやっていきたいというふうに、これは研究ということが付いておるということで、単発的にたまたまこの県の予算が付いたからやると、付かなかったから、やらないというようなものなのか、実際、やはり今後こういうことをやって補助金が付くのか付かないのか分かりませんが、今後、継続して、こういう子どもたちが自然に親しむような形につなげていく計画が市として持っておられるのか。補助金がなかったらもう止めるのよ、というようなスタンスなのか、どう考えておられるのかなと思ひまして、お尋ねしたいと思ひます。
山本委員	はい。確かにこの計画は県教委のほうから指定を受けて行うものでありますが、この森のようちえん事業っていうこの事業をきっかけに、子どもたちが森林で活動をしたり、そういった環境に触れるための活動を行うきっかけづくりになればいいかなと思っております。他にもこの森のようちえんっていう事業、事業といいますか、お母さんがたがやっているのに、非常にその活動を気に入られて、その土地に移り住んだというような話も聞いたりしますと、これからこういう活動がこの西予市のジオパークの活動の中に培われたり、これから進んでいくべき方向が見つかるのではないかなというふうに考えておりますので、継続するかどうかについては、今後、検討をさせていただきたいと考えております。
沖村教育総務課長	すいません、関連質問で。聞き漏らしたかもしれないですけど、単年なんですか、複数年なんですか。それともう一つ、県内、他の地域にもこういう指定された地域はあるんでしょうか。
山本副委員長	はい。今のところ28年度と29年度の2カ年の予定でおります。他のやっける自治体については、今、手持ち資料がございませんが、これに似たような事業をやっている所はあると聞いております。
松川教育部長	過去に実施した所の市町村の情報は入ってないんですか。
松川教育部長	私のほうからご答弁申し上げます。愛媛県の新規事業でございます。新規の事業です。それで指定をされたということで、県内いくつかの幼稚園かいう情報はちょっと持ち合わせておりません。それと西予市育委員会としましては教育大綱、本年3月に策定をいたしました。また教育振興基本計画を3月に改定をいたしました。その中で大きな要素としまして、ふるさと教育の充実、そ

<p>山本副委員長 松川教育部長</p>	<p>して郷土愛の醸成といったものを学校教育また幼稚園教育の大きなテーマにしております。そういった意味も含めまして、この事業にぜひ取り組んで28、29年で県費補助を得て取り組んだ上で、大変効果がある有効な事業であるということに判断すれば当然、単費で引き続き事業を展開していくということになろうかと思えます。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>29年度も30万の補助は継続であるんですか。</p> <p>はい。28年、29年の2カ年事業ですので、県費の30万の補助はあります。一方で事業費は60万にするかもしれませんし、有効な事業であるということになったら30万の単費上乘せして60万で事業するかもしれませんし、100万で事業するかもしれないと。可能性は広がっていくということでございます。</p> <p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、議案第104号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p> <p>暫時休憩を告げる。(14:35~14:35)</p> <p>再開を告げる。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p><b>【文化体育振興課所管分】</b></p> <p><b>議案第97号『西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について』</b></p> <p>を議題とし、説明を求める。</p>
<p>松川教育部長</p>	<p>議案に基づき説明する。</p> <p>まず私のほうから第97号宇和文化の里の改正条例について前段でふれさせていただきます。酒井委員長からの一般質疑の中であったと思うんですが、この文化の里につきましては、産業建設部と教育委員会でそれぞれ役割分担をしております。産業建設部長のほうには文化の里の振興及び文化の里施設の管理運営に関する事、それと重伝建の保存対策に関する事というのを補助、執行という形で、教育委員会から産業建設部のほうに委任をしております。そういったこともありまして、本委員会に経済振興課課長の和家、補佐の竹内のほうも同席をさせていただいております。まずはその点、ご理解をお願いしたらと思えます。</p>
<p>土居文化体育振興課長 酒井委員長 中村敬治委員</p>	<p>議案に基づき説明する。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>29年度から指定管理者制度を導入して、そういう方向で管理を行わせるということでの条例の改正だということなんですが、今、27、28と施設の改修事業に取り組まれておるわけですが、そういう中で、結局、改修済んで</p>

	<p>から指定管理者がいろいろ募集すると、施設の利用者を利活用するという ことで、今まで聞くところによると、年間維持費が 800 万ほどかかっている ということで、若干、安くなることを想定しておると聞いておるわけですけれ ども、実際にその指定管理者と契約して、行わせる段階になったときに、そ の施設を本当に借りて利活用したいという人、これは現在改修しておるわけ ですから、改修する中でいろいろヒアリングした中で利用者というものがい ろいろ手を挙げて、こういう施設にしてほしいとかいうような要素も受け入 れた形でうまく改修が進めば離陸できるというような形に当然やっていかな いかんわけですけれども、既に今までそういう利活用したいと、その施設を、 そういう応募者といえますか、そういう人はどの程度出てきておるのかなと。 それが五里霧中ではこれは結局、施設ができて、利活用がうまく離陸でき て安定飛行に移れないわけですから、その辺、どういうふうな想定のお元で 現在改修をされているのか、その見通しですね。その辺をお尋ねしたいと思 います。</p>
和気経済振興課長	<p>ただいまの中村議員のご質問に回答させていただいたと思います。まず最 初に貸し事務所に入りたいというふうなお考えの業者はということなんです が、現在、徳島県の神山町がサテライトオフィスの誘致の成功事例として取 り上げてられていますけれども、同じようなサテライトオフィス、事務所を使 うという形で、県外のコンサルティング会社からの話が 1 点あります。それ から、もう 1 点がデザイン会社とそれから、これはつい先日もあったんです けど、大手の ICT 関連の会社のほうが事務所として使いたいというふうな話 も受けております。実際に昨年度と今年度も合わせて中の IT 関連のとか電 気工事とか防寒工事とかを今年進めていくわけなんですけれども、その中で 世界に羽ばたけるような教室、IT 関連を駆使した教室もその中で作ろうと 思っておりますので、そういうふうな形をどんどん PR して入っていただ くような業者を求めて、今後、これがちょうど今年の 10 月に工事を大体、完 了するような予定でおります。ですからその後、PR をいたしまして、指定 管理者の公募をしながら進めていくような考えでおります。以上です。</p>
中村敬治委員	<p>私も今、話がありました神山町のほうへ行きましていろいろと見せていただ き、そしてあそこの代表者の人とも話をさしてもらいました。ぜひ、宇和の ほうへ入居したいという強い要望を持っておるようなご意見でしたし、あそ こで見ましたように IT 関連の企業誘致ですね、こういう所にこういう企業 が来とるんかと思うぐらい活発に活動されておりますし、古民家を改修され ております。</p> <p>そういうことを含めて靴屋さんとか喫茶店とか、みな県外からご夫婦で来ら れて、木地屋さん、いわゆる木の木工で茶碗を作ったりいろいろな製品を作</p>

	<p>られておる、木工品屋さん。そういう人がしっかり経営をされておりましたので、ぜひともこういうことが西予市もできたらいいなと思って帰ったところなんです、そういうことで関連付けて、西予市にもぜひそういう神山町を参考にしてやっておられると、非常に心強い答弁をいただきましたので、ぜひとも西予市で成功させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>中村一雅委員</p>	<p>とっぴな質問で申し訳ないんですけど、先日ぐらいから勉強会に出させていただいて「はちのじ」まちづくり構想とこれは全然関係がない、全く別ですか。重伝建地区なんていう。</p>
<p>和気経済振興課長</p>	<p>はい。当初、最初の考えの中では「はちのじ」の中でも一緒という話もあったんですけど、現在進めているのは米博物館は除いた中で、重伝建等を「はちのじ」として事業を進めている状況でございます。</p>
<p>中村一雅委員</p>	<p>米博物館だけが除外されていて、ここの末光家住宅とか何カ所かありますけど、これはどうなんです。</p>
<p>和気経済振興課長</p>	<p>はい。「はちのじ」まちづくりの中には重伝建地区、今言われました末光家とかあそこの中町通りの施設につきましては全て入って事業、取り組んでおります。ですが米博物館だけは一部離れておりますので、その分については別途、この国の補助事業の採択もありまして、別の考え方で事業は今のところ進めております。</p>
<p>松川教育部長</p>	<p>教育委員会所管している立場じゃないので、私が持つとる情報の中でお話しさせていただきます。「はちのじ」エリア、広い意味でエリアの範囲は米博物館も入っております。エリアの中には、ただ、具体的にその個別のエリアで展開していく中では、その広い「はちのじ」のエリアには全体には入っておりますが、このセクトセクトでは駅及び駅前エリアが一つ、そして重伝建地区エリアが一つ、商店街エリアが一つ、病院跡地エリアが一つというエリア構成になっております。</p>
<p>中村一雅委員</p>	<p>エリアの中に学びの場とかっていうテーマがありましたので、それは教育と切っても切り離せないところもあるのではないかなと、ただ単純に連想したのですけど。今のところかかわり合いがない。</p>
<p>松川教育部長 山本副委員長</p>	<p>旧宇和病院跡地エリアを学びの空間として位置付けはされておるようです。もうそろそろその指定管理者になる、制度なるということなんです、その館長さんとか職員の人選といたしますか、この人に目ぼしい人をもう見つけたぞとか、そういうような見通しはあるんですか。</p>
<p>和気経済振興課長</p>	<p>まだそういう人選とまではいつておりませんが、管理をという中で、行いたいという希望のある業者さんのほうは、この一番最初の米博物館のリノベーション事業者の立ち上げの中から行いたいという話の方がおられます。今現</p>

兵頭委員	<p>在はその方が有力な話にはなっておりますが、今後、これを全て整備終わってからオープンにして皆さんに広げて応募したいと思います。そこまで細かく管理者というところまでは、まだ現在のところはいっておりません。</p> <p>昨日、宇和文化郷土保存会の総会がありまして、私も総会に呼ばれて行ったんですけど、そこの中でこの一番、雨山公園、ここの管理を今、保存協会の方がされてるみたいであまり草刈もできてないという話やったんですけど、今回、ここに入るということは、管理、どういうふうな形になるんですか。今までは保存協会の方が草刈りなんかもしよるというような話、昨日話をされよったんで、その草刈りも回数的にはもう年に2回とかぐらいしか、ようせんということの話があったんで、ここに入るということは、その保存協会は手、離れるということになるんですか。</p>
和気経済振興課長	<p>今回の条例改正につきましては、この今までの条例自体が指定管理をすることができなかったもので、新たに付け加えたものでございます。ですので、今言われました雨山公園の管理は直接、お願いをしとるわけでした、ここをすぐに指定管理にするというわけではございません。いろんな施設、末光家もございまして、それから今度できました旧武蔵もあります。そのような形で、当然、今までと同じに直営でやっていく考えと、委託をしてやっていく考えが出てこようかと思いますが、今回の分については指定管理者としてできるというふうなことの条文で付け加えさせてもらっております。今のところ、雨山公園につきましても、直接のほうで委託をしたいという考えではございません。</p>
酒井委員長	<p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、議案第 97 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p> <p>暫時休憩を告げる。(14 : 59~15 : 03)</p> <p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p><b>議案第 98 号『西予市市営球場条例の一部を改正する条例制定について』</b>を議題とし、説明を求める。</p>
土居文化体育振興課長	<p>議案に基づき説明する。</p>
酒井委員長	<p>質疑を諮る。</p>
中村敬治委員	<p>13 ページの備考に 1 から 5 までありますが、5 番目のスポーツ以外の使用は一般使用料の 5 倍の額とするとなっておりますが、実際こういう 5 倍の額で借りたいというような事例が、年間を通してどの程度あるものかなと思うわけですが、いかがなものでしょうか。</p>

土居文化体育振興課長	野球場でそういったスポーツ以外のというような使い方については、近隣ではあまりやってはないと思います。やれるとしたら野外コンサートとか、自動車の展示とか、そういうことを想定しておりますが、近隣の丸山球場等でもあまりまだ行ってなっておりません。5 倍に設定したのについては同じく丸山球場も 5 倍というような形で、もう参考にして 5 倍という形でしております。そういった野外音楽会とかコンサートとかができれば、また一つの球場の新しい使い方になるかなと思ったところでございます。以上です。
中村敬治委員	この野球場はオフサイトセンターが近くにあるわけですが、ここが防災拠点としてヘリポートとして活用するというような話を聞いておりますが、緊急時にはですね。何かその辺、位置付け的なものはあるんですか。あそこは都市公園として御旅公園にもなっておりますので、そういう一方で都市公園になっておりながら、防災ヘリの拠点としての位置付けとの、バランス的にはうまく整合が取れておるのかなという気はしておるところなんですがいかがなものでしょうか。
土居文化体育振興課長	現在のところは宇和の運動公園の多目的のほうは防災の拠点と南予でもなっておりますので、球場のほうを防災ヘリのそういった所として使うことについては、ちょっとまだ私の教育委員会のほうには入ってきておりませんので、また今後、その辺については詰めさせていただいたらと考えております。
山本副委員長	7月29日から31日まで全日本実業団ソフトボール選手権実施ということで、非常に個人的に楽しみにしているんですけども、現在、何チームぐらい、何人ぐらい来る予定ですか。
土居文化体育振興課長	はい。昨年の大会では 14 チームぐらい。200 人から 300 人来るような実績があるんですが、現在、まだ最終の申し込みを受け入れている段階でありまして、チーム数についてはまだ確定してないので。大体、昨年同様、14 チームぐらいは集まってくれるかなと思っておるところでございます。
山本副委員長	それは上野由岐子とかいう投手なんかも、チームも来るんでしょうか。レベルの高いところも。
土居文化体育振興課長	残念ながら、実業団の 2 部のチームですので。残念ながら 1 部のチームは来ないということで。国体には来ていただくとお思います。以上です。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 98 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	<b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)について』</b> を議題とし、説明を求める。

<p>土居文化体育振興課長 酒井委員長 酒井委員長</p>	<p>予算書に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 104 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(15 : 19~15 : 20) 再開を告げる。</p>
<p>松川教育部長 酒井委員長</p>	<p>審査お礼の挨拶を行う。 暫時休憩を告げる。(15 : 22~15 : 23) 再開を告げる。</p>
<p>酒井委員長 西川消防長 酒井委員長</p>	<p><b>【消防本部】</b> 西川消防長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査に入る旨を告げる。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p><b>【消防総務課所管分】</b> <b>議案第 104 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)について』</b>を議題とし、説明を求める。</p>
<p>佐藤消防総務課長 酒井委員長 中村敬治委員</p>	<p>予算書に基づき説明する。 質疑を諮る。 今年度、追加で 1 基、防火水槽をという話でしたが、合計 3 基という今、説明ありましたが、これは構造上はこの 3 基が、どんなあれですか、地下とか地上とかあろうと思いますが、そういう点と、防火水槽というのはあちこち、この西予市内、よく目にかかるわけですけれども、これが防火水槽として消防署で指定されておるものが、実際は個人の所有地の敷地にあったり市有地にあったりといろいろするわけですけれども、個人の所有地なんかに設置されておる、補助金を入れて設置されておるのかどうか分かりませんが、個人の場合に賃借料とか、そういうものが支払っておられるところがあるのかなのか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと。防火水槽が実際、西予市内でどれだけあるのかなという気がしておるところなんですけど、非常に古いものから最近のものまでたくさんあろうと思うんですよ。もう大小あります。容量の大きいものから小さいものまでですね。今回の古市の追加の分が何立方メートルぐらいの容量があるのかなという気もしますし、小さいものであ</p>

佐藤消防総務課長	<p>れば昨日の訓練でありましたような、ああいう大きな消防車が来ますと、一時の間に空っぽになってしまうんじゃないかなという心配するようなどころもありますが、その辺、雑多な質問をしましたんですけど、分かる範囲でお願いいたします。</p> <p>まず耐震性貯水槽というものがどういうものかについてご説明をさせていただきたいと思います。耐震性貯水槽は阪神淡路大震災等大規模な地震災害において、多くの防火水槽が揺れによって破壊されたということがございまして消火活動ができなかったということを踏まえて、防火水槽の耐震化を図るために国が2分の1の補助を負担する形で、補助事業を行っているものでございます。従いましてこの耐震性貯水槽自体は規格に適合した認定品を使用することになっておりまして、大規模な地震にも耐えうる構造となっているものです。現在この耐震性貯水槽が28年2月現在で市内に66基設置をしております。一般の防火水槽につきましては、100トン以上のものというのが9個、60トン以上というものが15基、40トン以上がおよそ300強、40トン未満のものが125基ほどあります。一般的に防火水槽として認定できるものは40トン以上のものを防火水槽というふうに指定しております。それからもう一つ、防火水槽を埋めるための土地につきましては、基本的には防火水槽を埋める地域の土地を、地域が用意するという形でございます。そして防火水槽の設置費用については市が負担をするということで進めております。ですので、地域のほうで土地を提供するに当たって、例えば地域のほうで賃貸借契約を結ばれていることもあるかもしれません。そのところは私どもで把握できない部分となっております。また旧町時代からこの防火水槽事業がありまして、大変古いものについては地域で独自に作ったものもございまして、それらの更新につきましても40トン以上のものにつきましては、今後この耐震性貯水槽としていくつもりで更新を図って行こうと思っております。</p>
山本副委員長	<p>今、新しい耐震性水槽というふうな名前を聞いたんですけども、予想というか、耐用年数というか、どのくらいもつのかなというのが正直なところ聞きたいところなんです。使ってみないと分からない部分もあるかもしれませんが、分かっている状況で聞かせてもらったらと思います。</p>
佐藤消防総務課長	<p>この耐震性貯水槽、これは2次製品でございまして、もともとできたものを埋めるという形のものでございます。ですので、今回埋めるものについては、鉄筋コンクリート製でございますので、およそ50年というふうに考えております。ただ、今回埋め直すものにつきましては、城川の古市にあるものにつきましては40年以上経過しているということしか分かっておりません。以上でございます。</p>

藤井委員	この貯水槽やな、これは例えば消防詰所とか集会所と一緒に、地域で土地は構えるのかな。
佐藤消防総務課長	基本的には地域で土地を構えるということとなっております。
藤井委員	暫時休憩を申し出る。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15:32~15:33)
	再開を告げる。
酒井委員長	質疑を終結する。
	採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。
	挙手全員であり、議案第104号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
	暫時休憩を告げる。(15:33~15:34)
	再開を告げる。
西川消防長	審査お礼の挨拶を述べる。
酒井委員長	本日はこれにて散会といたします。
	明日は当委員室において午前9時から審議を行う旨告げる。
	閉会宣言(閉会 15:34)

平成 28 年第 2 回定例会 総務常任委員会記録

開 催 日 時	平成 28 年 6 月 21 日 午前 1 0 時 5 0 分～ 平成 28 年 6 月 21 日 午前 1 1 時 3 4 分	召集場所	第 1 委員会室
付 託 事 件	<p><b>議案第 104 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）</b></p> <p>請願第 1 号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所 3 号機の 7 月再稼働を止めることを求める請願</p> <p>請願第 2 号 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願</p>		
出 席 委 員	酒井 宇之吉	山本 英明	中村 一雅
	佐藤 恒夫	中村 敬治	兵頭 学
	藤井 朝廣		
説明員	企画財務部長 大平 利幸	危機管理課長 垣内 俊樹	
傍聴者	なし		
酒井委員長	再開宣言を行う。		
	（開会 午前 1 0 : 5 0）		
酒井委員長	昨日、総合政策課 議案第 104 号の採決、質疑を延長しているので、再開いたします。		
酒井委員長	暫時休憩を告げる。（10:51～10:56）		
	再開を告げる。		
酒井委員長	<p>昨日からの、<b>議案第 104 号平成 28 年度西予市一般会計補正予算（1 号）</b> 総合政策課の審議について、私から提案があります。</p> <p>総合政策課の債務負担行為の補正でございますが、委員長提案として附帯決議を設け、採決をしたいと思うが、ご異議ない委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員により、ご異議なしといたします。</p> <p>委員長提案の付帯決議を説明させていただきます。</p> <p><b>（附帯決議文を読み上げる）</b></p> <p>議案第 104 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号） 第二表 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業における債務負担行為補正を求めるの件に対する附帯決議</p> <p>市は、卯之町の駅前等に係る整備事業について、P F I 手法による事業の実施を市として初めて行うに当たり、当該事業が市の産業振興、地域振興等に係る重要な政策であることから、その実施に当たっては、地方自治の原則に則り、</p>		

	<p>市と市議会との綿密な連携の下、次の事項について、十分に留意し、万全を期すべきである。</p> <p>一、本事業は30年後まで拘束する議決内容であるため、市は、市の財政基盤の安定を損ねることのないよう、将来の人口推計と予算見通しを十分に踏まえ、事業者からの提案を直ちに決定することなく、その実施内容及び実施額について、十分に精査すること。また、精査した内容を市議会に報告し、同意を得ること。</p> <p>二、本事業が公共事業の側面も併せ持つという性質に鑑み、PFI手法の導入に当たっても、市内の事業者を経済波及効果がもたらされ、かつ、市民の雇用の機会の創出や安定につながるよう工夫すること。</p> <p>三、市は、請け負うこととなる特別目的会社が当初の目標通り事業を行えているのか、適切にモニタリングを行うとともに、その内容を市議会に報告し、同意を得ること。</p> <p>右決議するとともに、今後、市が公共施設の整備といった長期的に多額の予算が必要となる予算案を提出するときは、その議論に資するため、長期間の維持管理費等も含めた総合費用を算出し、その旨、市議会に説明することを求めるものである。</p> <p>なお、この附帯決議の疑義については、市長の判断に委ねるものとする。</p> <p>平成28年6月21日</p> <p>酒井委員長 総務常任委員会</p> <p>この付帯決議を付けまして、皆さんにお諮りいたします。</p> <p>総合政策課から提出された、議案第104号平成28年度西予市一般会計補正予算（1号）につきましては、採決をしてよろしいかお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。挙手全員です。</p> <p>お諮りいたします。この議案につきましては、附帯決議を含め原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員です。</p> <p>当委員会では、総合政策課から提出された、議案第104号平成28年度西予市一般会計補正予算（1号）につきましては、原案どおり決することとしました。</p> <p>酒井委員長 大平企画財務部長</p> <p>暫時休憩を告げる。（10:58～10:59）</p> <p>再開を告げる。</p> <p>大平企画財務部長に挨拶を促す。</p> <p>挨拶を行う。</p> <p>暫時休憩を告げる。（11:01～11:01）</p>
--	--

酒井委員長	再開を告げる。
酒井委員長	<p>続いて、<b>請願第1号中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願</b> についてを議題とします。</p> <p>本請願の審査にあたっては、西予市議会基本条例第5条第3項の既定に基づき、提出者からの説明を求めることとしておりますが、お諮りいたします、提出者からの説明を求めず進めてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なしとの声あり。</p>
酒井委員長	<p>質疑を求める。</p> <p>暫時休憩を告げる。(11:01~11:01)</p>
酒井委員長	<p>再開を告げる。</p> <p>この請願につきましては、理由書にあります、以上の理由から、住民の命と財産を守る自治体議員の責任から、原子力規制委員会と愛媛県、伊方町は伊方原発再稼働の認可を取り消すこと。</p> <p>2. 中央構造線に沿った地震が続く今、不安に駆られている伊方原発30Km圏自治体の住民に対し、原子力規制委員会と愛媛県の説明会を開くこと。</p> <p>3. 四国電力は伊方町での再稼働のための戸別訪問を止め、再稼働を中止すること。</p> <p>以上、国の関係機関、愛媛県、伊方町に対する意見書、四国電力に対する要請書を提出するよう求めます。</p>
酒井委員長	<p>これに対して質疑を求める。</p> <p>質疑なし。</p> <p>暫時休憩を告げる。(11:02~11:03)</p>
酒井委員長	<p>再開を告げる。</p> <p>この請願については、平成27年12月定例会で、陳情書として提出されております。</p> <p>その際に、不採択と決定されております。それに準じた形で皆さんの挙手を求めます。</p> <p>この請願につきまして、不採択とされる方の挙手を求めます。</p>
酒井委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>請願第1号、中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願につきましては、不採択と決しました。</p> <p>暫時休憩を告げる。(11:01~11:01)</p>
酒井委員長	<p>再開を告げる。</p>
酒井委員長	<p>続いて、<b>請願第2号 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願</b>についてを議題とします。</p>

<p>酒井委員長</p>	<p>質疑を求める。</p> <p>委員長の提案として、文面の中で、市長や危機管理課と話し合いをする機会を与えていただきました。その内容について参考人として危機管理課職員をお呼びしたいと思いますますがよろしいか。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>異議なしの声あり。</p> <p>暫時休憩を告げる。(11:02~11:03)</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>再開を告げる。</p> <p>先ほど、請願の中に市長や危機管理課と話し合いをしたとの文面がありますので、説明員・参考人としてお呼びしました。その件につき説明をお願いいたします。</p>
<p>酒井委員長</p> <p>垣内危機管理長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(11:04~11:22)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>陳情要件にありますように、熊本地震を受けてと、防災計画、住民避難行動計画の抜本見直しが西予市独自という言葉が出ているが、これについて、西予市独自で可能なのか、説明をお願いします。</p> <p>熊本地震の震度7という強い揺れが2度観測されたという事ですが、益城町では1580ガルが観測されたと報道されているが、同じ地点での硬い岩盤上では300ガル程度だったという事も分かっております。</p> <p>このように地表の揺れというのは、地面の硬さによって大きく異なりますので、伊方原発につきましては、大分側の別の断層も含んでより基準を高くして、650ガルで策定をしておりますので、直接原発の基準地震動と直接比較できるものではないと、ということで冷静に状況を見極める必要があるのではないかと考えています。</p> <p>避難行動計画につきましては、国の原子力災害対策指針に基づきまして県が広域避難計画を立てております。それに基づいて西予市も住民避難行動計画を策定することになっているし、策定しています。これは毎年県が行っております、原子力防災訓練の検証結果に基づいて国が見直し県も見直し、それに基づいて市も見直しという事で、国も県も準備しており、それに合わせて市も避難行動計画を策定し直すことにしているので、このサイクルを毎回やっていく事で市は対応するように考えている。</p>
<p>酒井委員長</p>	<p>市議会において、独自の西予市地域防災計画の必要性についての議論についてはどう考えますか。実際、国県と連携して防災計画を練っている以上、独自性のある議論を西予市だけでやる必要があるとは、委員長としては思いませんが、ご賛同いただけますか。</p>
<p>藤井委員</p> <p>酒井委員長</p>	<p>ご賛同とはどういうことですか。</p> <p>国がやっているの、独自の地域防災計画及び地域住民避難行動計画の必要</p>

藤井委員	性です。
中村敬治委員	<p>先ほどから話したとおりであって、議論の価値もないんですから、できないんですから、やる必要もないし、不採択とすべきと思います。</p> <p>今説明があったように、国の指針に基づいて準じやられているということで、指針は指針として対応するのが行政の仕事だと思うのですが、議会として別途必要性について議論をしてくださいと言ってきている訳です、これは。今の段階は必要性について議論という話で、議論した中で必要性は時期尚早という事も十分考えられる訳ですけども、全部否定するのはいかがなものかなという気がします。</p>
中村一雅委員	<p>三瓶には自主防災会というものがあって、やってみん会の助成を受けて、備蓄倉庫だとか発電機、を設置している。自主防災会と市とのことについては、国や県の防災計画とは別のもと考えてよろしいでしょうか。民間が独自にやる分については、助成はするけれども、コントロールの外にあるという事でよろしいでしょうか。</p>
酒井委員長	<p>暫時休憩を告げる。(11:28~11:30)</p>
酒井委員長	再開を告げる。
中村敬治委員	<p>この請願につきましての賛否を聞きたいと思いますが、賛否の方法については、採択・不採択のみでさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>採決にあたっては、主旨採択も選択肢の一つに加えていただきたいと思いま</p>
酒井委員長	<p>す。</p> <p>そのような意見が出ましたが、3つの方法で皆さんの賛否を聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>挙手を求める。</p> <p>挙手全員です。</p>
酒井委員長	<p>まず、この請願第2号 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願については、不採択の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数です。</p> <p>少数につきましては、挙手を求めないこととさせていただきます。</p>
山本副委員長	<p>請願第2号につきましては、本委員会では不採択とすることと決しました。</p> <p>閉会宣言 (閉会 11:34)</p>